

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（教育委員会）

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 措置状況の詳細 | 基準日 |
|-----------|--|-------|-------|--|-------------|
| 155 | <p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度）</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業施設</p> <p>奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第5条第1項第3号には、児童育成料の減免要件及び減免の率として、「児童の保護者が災害その他の特別な事情により児童育成料の納付が困難であると教育委員会が認めた場合 教育委員会が定める率」と記載されている。さらに、「バンビーホームにおける児童育成料の減免取扱基準」には、上記第3号の特別な事情に関する詳細な要件及び減免率が記載されている。</p> <p>しかしながら、バンビーホーム入所要件案内には、児童育成料の同施行規則第5条第1項第1号及び第2号に該当する生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯及び市民税非課税世帯に関する減免しか記載されていない。</p> <p>さらに、児童育成料減免申請書には、減免理由として、</p> <p>(以下減免理由省略)</p> <p>と記載されているが、申請書の3. その他（理由を詳しく記入してください。）だけでは、詳細が不明であり、減免に該当する利用者がいても利用できていない可能性がある。</p> <p>したがって、入所案内に上記第3号の要件を追加記載し、放課後児童健全育成事業の利用者に周知すべきである。</p> | 地域教育課 | 措置済 | <p>「バンビーホーム入所のご案内」に、災害その他特別な事情により児童育成料の納付が困難な場合は、地域教育課へ相談するように促す文言を明記しました。</p> | 令和4年3月31日現在 |